

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の総務開発課の分掌事務中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 委託訓練の実施に関すること。

第四条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 条例第三条第二項の規定による授業料の減免に関すること。

第四条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

第九条中「第一号様式による」を「別に定める」に改める。

第十一条中「第二号様式」を「第一号様式」に改める。

第十三条中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第十六条第二項中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第一号様式を削り、第二号様式を第一号様式とし、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県立産業技術学院管理規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。